

議第 1 号議案

新たな過疎対策法の制定に関する意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 2 年 3 月 17 日

提出者	桐生市議会議員	佐	藤	幸	雄
賛成者	桐生市議会議員	久	保	田	裕
	同	周	藤	雅	彦
	同	山	之	内	肇
	同	関	口	直	久
	同	飯	島	英	規
	同	歌	代	公	司

桐生市議会議長 北 川 久 人 様

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和 45 年に過疎地域緊急措置法が制定されて以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかし、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、わが国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとであり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、森林による地球温暖化の防止など多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民にとって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしているこれらの機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく政策を推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであるから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化することが必要である。

なお、都市部と過疎地域が混在する自治体においても同様の対策・施策の充実強化が必要であることから一部過疎制度が引き続き必要である。

よって、新たな過疎対策法を制定するとともに、制定に当たっては、同特別措置法第 33 条第 2 項に規定するいわゆる「一部過疎」の制定についても引き続き適用されるよう配慮いただくことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 日

桐生市議会議長 北 川 久 人

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

あ て